

令和6年12月9日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

警 察 本 部

目 次

- I 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県警察所管条例の見直し結果について
- II 神奈川県警察障害者活躍推進計画（第2期）の策定について

I 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県警察所管条例の見直し結果について

1 条例の見直しの経緯

「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、県警察において所管している 19 条例のうち、今年度に見直し対象となる 7 条例について見直しを行った。

【県警察が所管する条例】

総 数	見直し規定のある条例	今年度見直し対象の条例
19	8	7

* 「見直し規定のある条例」のうち、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）は、令和 8 年度に見直し予定である。

2 今年度見直し対象の条例

- (1) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和 60 年神奈川県条例第 30 号）
- (2) 神奈川県迷惑行為防止条例（昭和 38 年神奈川県条例第 26 号）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年神奈川県条例第 44 号）
- (4) 闘犬、闘鶏、闘牛等の防止に関する条例（昭和 31 年神奈川県条例第 40 号）
- (5) 神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成 15 年神奈川県条例第 73 号）
- (6) 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成 4 年神奈川県条例第 36 号）
- (7) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和 25 年神奈川県条例第 69 号）

3 見直しの結果

- (1) 改正及び運用の改善等を検討
1 条例（神奈川県迷惑行為防止条例）
※ 昨今の社会情勢の変化に対応するため、不当な客引き行為等の規制に関し、改正及び運用の改善等を検討する必要がある。
- (2) 改正、廃止及び運用の改善等の必要なし
6 条例（神奈川県迷惑行為防止条例以外）

4 見直しの結果に基づく措置

令和 6 年第 3 回県議会定例会（後半）に神奈川県迷惑行為防止条例の改正案を上程

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例			
条 例 番 号		昭和60年神奈川県条例第30号	法規集	第15編第3章第2節	
所 管 室 課		警察本部警務部警務課			
条 例 の 概 要		警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者の災害給付を行うために必要な実施機関、給付の範囲、金額、支給方法等を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者の災害給付を行うために必要な実施機関、給付の範囲、金額、支給方法等を定めたものであり、必須の条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	災害給付の執行に関する事務手続は、本条例に基づいて適切に行われており、有効に機能している。			認定件数 ・令和元年度 4件 ・令和2年度 1件 ・令和3年度 3件 ・令和4年度 0件 ・令和5年度 2件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	県が行う給付について、実施機関、その権限等必要な事項を定めており、本条例により災害給付が効率的に行われている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	警察官の職務に協力援助して被災した県民等を補償するものであり、「犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合政策である「新かながわグランドデザイン」に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	警察官の職務に協力援助した者が受けた災害について必要な給付を行うことを、法律の規定に基づいて制定しているもので、憲法、法令に抵触しない内容である。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		神奈川県迷惑行為防止条例			
条 例 番 号		昭和38年神奈川県条例第26号	法 規 集	第15編第5章第1節	
所 管 室 課		警察本部生活安全全部生活安全総務課			
条 例 の 概 要		本条例は、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民及び滞在者の生活の平穩を保持することを目的とした行政法規である。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	本条例は、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するために、刑法、軽犯罪法等の既存法令で対応できない迷惑行為について、補完的に罰則を設けて規制しているものであり、必須の条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	迷惑行為に対する取締りの強化、検挙広報等の推進により、抑止力が発揮され、有効に機能しているが、昨今の社会状況の変化に対応するため、不当な客引き行為等の規制に関し、改正及び運用の改善等を検討していく。			検挙件数 ・令和元年 699件 ・令和2年 531件 ・令和3年 698件 ・令和4年 794件 ・令和5年 870件
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例の規制により犯罪の抑止効果が働いていると認められ効率的に執行されているが、昨今の社会状況の変化に対応させるため、不当な客引き行為等の規制に関し、改正及び運用の改善等を検討していく。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例は、迷惑行為を規制することで県民及び滞在者の生活の平穩を保持するためのものであり、「犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合計画である「新かながわランドデザイン」に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	本条例は、迷惑行為を防止するために罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、合理的な範囲内であって、憲法、法律に抵触しない内容である。			
	その他				
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等 昨今の社会情勢の変化に対応するため、改正及び運用の改善等を検討する必要がある。	

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条例名		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例			
条例番号		昭和59年神奈川県条例第44号	法規集	第15編第5章第4節	
所管室課		警察本部生活安全部生活安全総務課			
条例の概要		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の規定に基づき、風俗営業等の営業制限地域及び営業時間の制限、風俗営業者の遵守事項、風俗営業の許可等に係る手数料等について定めている。			
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	風営法の規定に基づき、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な事項及び風俗営業の許可等に係る手数料を定めたものであり、必須の条例である。			許可件数 ・令和元年度 512件 ・令和2年度 316件 ・令和3年度 402件 ・令和4年度 280件 ・令和5年度 444件
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に規定されている風俗営業等に関する規制やこれに違反した際の行政処分によって、風俗営業等の健全化や風俗環境の浄化が図られており、有効に機能している。			行政処分件数 ・令和元年度 23件 ・令和2年度 22件 ・令和3年度 15件 ・令和4年度 11件 ・令和5年度 8件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	営業所の地域規制、営業者の遵守事項等の規定により、風俗環境の浄化が効率的に図られている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、風俗営業等の健全化を図ることにより、善良な風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためのものであり、「犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合政策である「新かながわランドデザイン」に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	法が条例に委任している内容は、政令で定める範囲であり、その範囲を逸脱していないことから、憲法、法令に抵触しない内容である。			
その他					
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調査

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条例名		闘犬、闘鶏、闘牛等の防止に関する条例			
条例番号		昭和31年神奈川県条例第40号	法規集	第15編第5章第4節	
所管室課		警察本部生活安全部生活経済課			
条例の概要		公共の危害の防止、賭博等の排除及び動物の愛護を図ることを目的として、粗暴又は残虐な風潮を助長するおそれのある闘犬、闘鶏、闘牛等（以下「闘犬等」という。）を防止するために必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、動物の愛護及び管理に関する法律の規制対象外となる闘犬等を行わせること、それを見せる目的で公衆を集めること及びそれらの行為を教唆し又はほう助することを禁止するものであり、動物愛護の観点から必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例により、県内における闘犬、闘鶏、闘牛等が抑止されており、有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例の規制は必要最小限の範囲内であるが、十分に効率的で効果を発揮している。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、「犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合政策である「新かながわランドデザイン」に適合し、かつ、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指すために県が中心となって保健所が設置されている6市と取り組んでいる「神奈川県動物愛護管理推進計画」にも適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、闘犬等を防止するため必要な事項を定めた上、罰則を設けているが、合理的な範囲内であって、憲法、法令に抵触しない内容である。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。			
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	④ 改正及び運用の改善等を検討する。				
	⑤ 廃止を検討する。				

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例			
条 例 番 号		平成15年神奈川県条例第73号	法規集	第15編第6章第1節	
所 管 室 課		警察本部交通部交通捜査課			
条 例 の 概 要		暴走族及び暴走行為を行う者（以下「暴走族等」という。）の追放の促進に関し、県、県民、保護者等の責務及び暴走行為を防止するために必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	本条例は、県民生活の安全と平穏を確保し、あわせて少年の健全な育成に寄与するものであり、必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例は、暴走族等のいないまちづくりのために、暴走族の指導、金品要求等の禁止、車台番号の識別が困難な自動二輪車の運行禁止、暴走行為助長禁止重点区域の指定等を規定することで暴走族等の検挙を含めた暴走行為の抑止に資する取組が推進されており、有効に機能している。			本条例制定後の検挙状況 ・車台番号の識別が困難な自動二輪車の運行禁止違反 1件1人 ・暴走族の指導、金品要求等の禁止違反 8件10人
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例は、暴走族への加入の防止及び脱退の促進並びに暴走族等に関連する特有の行為の禁止を規定しており、本条例により、暴走族等の追放の促進が効率的に図られている。			加入防止教室実施数 ・令和元年 674回 35,355人 ・令和2年 135回 12,075人 ・令和3年 373回 17,293人 ・令和4年 419回 29,621人 ・令和5年 497回 27,613人
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例は、暴走族等のいないまちづくりの推進を図り、県民生活の安全と平穏を確保し、あわせて少年の健全な育成に寄与することを目的としており、「犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合政策である「新かながわランドデザイン」に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	本条例は、暴走族等の追放の促進に関し、一部の規定に罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、合理的な範囲内であって、憲法、法令に抵触しない内容である。			
その他					

	見直し結果	理由等
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられないため。

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例				
条 例 番 号	平成4年神奈川県条例第36号	法 規 集	第15編第5章第2節		
所 管 室 課	警察本部警備部公安第一課				
条 例 の 概 要	県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について、必要な規制を行うための事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、地域の平穏を保持し、もって公共の福祉の確保に資するため、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について規制しているものであるが、現在においても暴騒音を発する拡声機の使用がなされており、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例により、県内において暴騒音を発する拡声機の使用が抑制されている。また、街頭宣伝活動等において、拡声機の使用による暴騒音が発せられた場合、本条例に基づく停止命令等により、違反行為者は拡声機の音量を下げ、適正な音量による街頭宣伝活動等に移行するなどしており、有効に機能している。			本条例制定後の 検挙状況 ・停止命令違反 6件8人
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例による拡声機の使用の規制は、必要最小限のものである。また、拡声機の使用による暴騒音の禁止、停止命令、拡声機の同時使用に対する勧告、立入調査等を具体的に規定しており、本条例により、拡声機の使用による暴騒音の規制が効率的に行われている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、地域の平穏を保持し、もって公共の福祉の確保に資することを目的として制定されたものであり、「犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合計画である「新かながわブランドデザイン」に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、拡声機の使用による暴騒音の規制について、罰則を設けて必要な事項を定めているが、選挙運動、救助活動、祭礼等の公共性の高い拡声機の使用については適用除外としているほか、県民の権利を不当に侵害しないよう適用上の注意規定を設けるなどしており、合理的な範囲内であって、憲法、法令に抵触しない内容である。			
	その他				
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。			

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例				
条 例 番 号	昭和25年神奈川県条例第69号	法 規 集	第15編第5章第1節		
所 管 室 課	警察本部警備部警備課				
条 例 の 概 要	集会、集団行進及び集団示威運動（以下「集団行動」という。）に関し、公共の安全を保持するために必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例は、集団行動に関し、公共の安全を保持するため、許可の申請等必要な事項を定めたものであり、毎年一定件数の集団行動があることから、必須の条例である。			許可件数 ・令和元年 304件 ・令和2年 150件 ・令和3年 136件 ・令和4年 257件 ・令和5年 248件
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例により、集団行動は公共の安全と秩序の維持が保たれた状態で行われており、有効に機能している。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	許可の申請は、主催者が集団行動を行う日時の72時間前までに行うこととし、また、公安委員会は集団行動を行う日時の24時間前までに主催者に許可に係る書面を交付することとするなど時間的制約を定め、効率的な運用がなされている。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例は、「公共の安全の保持」を目的としており、「犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合政策である「新かながわグランドデザイン」に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	本条例は、集団行動に関し、罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、県民の権利を不当に侵害しないよう解釈規定を設けるなど、合理的な範囲であって、憲法、法令に抵触しない内容である。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				

II 神奈川県警察障害者活躍推進計画(第2期)素案策定の概要

1 策定の経緯

神奈川県警察障害者活躍推進計画(以下「推進計画」という。)は、令和2年3月、「ともに生きる社会かながわ憲章」に掲げる「障がい者の社会参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する」との理念を踏まえ、知事部局、教育局及び警察本部がそれぞれ推進計画を策定し各種取組を推進してきたところ、令和7年3月に計画期間の5年が経過するため、第2期として新たに推進計画を策定するものである。

2 推進計画(第2期)素案

推進計画(第2期)の策定については、当初計画の意義を踏まえた上、より一層、障害のある職員が「障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる」ように各種取組を策定する。

(1) 計画の実施等に関する手続

- ア 計画の周知
- イ 計画の公表
- ウ 計画の実施状況の点検及び公表

(2) 計画の基本的な事項

- ア 計画期間
令和7年度から令和11年度までの5年間
- イ 障害のある職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (ア) 雇用率
法定雇用率を上回る障害者雇用の推進
 - (イ) 定着目標
職場環境を理由とした不本意な離職を生じさせない

(3) 具体的な推進事項

- ア 障害のある職員の活躍を推進する体制整備
- イ 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出
- ウ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(4) 主なアンケート結果に基づく改善目標

(5) 優先調達等

3 今後の予定

- (1) パブリックコメント(令和6年12月20日～令和7年1月20日)
- (2) 推進計画(第2期)最終案を令和7年第1回県議会定例会(防災警察常任委員会)で報告

神 奈 川 県 警 察
障 害 者 活 躍 推 進 計 画
(第 2 期)
素 案

令 和 7 年 月
神 奈 川 県 警 察 本 部

目次

推進計画の意義・背景	1
推進計画(第2期)の策定にあたって	2
第1 計画の実施等に関する手続	2
1 計画の周知	2
2 計画の公表	2
3 計画の実施状況の点検及び公表	2
第2 計画の基本的な事項	2
1 計画期間	2
2 障害のある職員の職業生活における活躍の推進に関する取組 の実施により達成しようとする目標	2
第3 具体的な推進事項	3
1 障害のある職員の活躍を推進する体制整備	3
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	4
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	5
4 主なアンケート結果に基づく改善目標	7
5 優先調達等	10

「障害」の表記について

これまで「障害」の表記について、一部を除き、原則として平仮名で記載していましたが、令和6年3月に策定された「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画」において、「社会にある様々な障壁(バリア)そのものを指し示す表現」として整理され、漢字で表記することとされたことに合わせて、固有名詞が平仮名表記となっている場合を除き、原則として漢字で「障害」と記載することとしました。

推進計画の意義・背景

- 本県では、障害者基本法に基づき、平成16年に「かながわ障害者計画」を策定し、障害者に関する様々な施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。
- また、同計画及び障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、県警察自らが「障害のある人を対象とした神奈川県職員採用選考」の実施や、働きやすい職場環境の整備など、障害者雇用に積極的に取り組んできました。
- 令和元年6月には、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する障害者活躍推進計画作成指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（障害者活躍推進計画）」を作成することとされました。
- 障害者の活躍とは、障害者一人ひとりが、能力を有効に発揮できることであり、雇用・就業し又は同一の職場に長期に定着するだけでなく、全ての障害者が、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう、県警察を挙げて取り組んでいくことが必要です。
- そこで、「障害者の権利に関する条約」起草時にも取り入れられた、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで（Nothing About us without us）」との考え方にあるとおり、障害当事者の視点に立つとともに、「ともに生きる社会かながわ憲章」に掲げる、「障害者の社会参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する」との理念を踏まえ、令和2年3月、障害者活躍推進計画作成指針に即して「神奈川県警察障害者活躍推進計画（以下「計画」という。）」を策定しました。
- 障害のある職員にとって働きやすい職場は、誰にとっても働きやすい職場であり、多様性を理解・尊重し、誰もが、ともに生き生きと働ける県警察の実現に向けて、本計画のもと、しっかりと取り組んでまいります。

推進計画（第2期）の策定にあたって

- 第2期計画の策定については、当初計画の意義を踏まえた上、令和5年4月1日から施行された「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に掲げる「当事者本人の目線に立たなくてはならない」との理念のもと、より一層、障害のある職員が「障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる」よう、取組を策定しました。

第1 計画の実施等に関する手続

1 計画の周知

各種会議、県警察イントラネットへの掲載等、あらゆる機会をとらえ計画を全職員に周知します。

2 計画の公表

計画の策定時、計画変更の都度、県警察ホームページにおいて公表します。

3 計画の実施状況の点検及び公表

毎年度、計画の実施状況を点検し、計画の見直し、取組状況等について県警察ホームページ等において公表します。

第2 計画の基本的な事項

1 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

2 障害のある職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

以下の目標について、毎年度、有識者による点検を実施します。

(1) 雇用率

障害のある職員（警察官を除く。）の雇用率は、法定雇用率を上回る障害者雇用を推進します。（令和6年6月1日時点の障害者雇用率3.30パーセント）

(2) 定着目標

障害のある職員が安心して働ける環境づくり等を通じて職場への定着を図り、職場環境を理由とした不本意な離職を生じさせな

いよう努めるとともに、離職があった場合には、その理由等の聴き取り、分析を行い、その原因の改善に努めます。

第3 具体的な推進事項

1 障害のある職員の活躍を推進する体制整備

(1) 組織面

ア 「障害者の活躍推進に関する庁内検討会議」及び検討チームの設置

県人事担当課長及び関係課長等で構成する「障害者の活躍推進に関する庁内検討会議」（以下「庁内検討会議」という。）並びに障害のある職員を構成員に含む検討チームを設置し、毎年度、計画の取組状況等を検証します。

イ 「障害者活躍推進検討委員会」の設置

学識経験者や障害者団体の関係者等で構成する「障害者活躍推進検討委員会」（以下「委員会」という。）において毎年度、計画の取組状況等を報告するとともに、委員会における意見を取組へ反映します。

ウ 障害者雇用推進者の選任

警察本部警務部警務課長を障害者雇用推進者に選任して、計画に基づく取組を推進します。

エ 障害者職業生活相談員の選任

警察本部警務部警務課員及び厚生課員を障害者職業生活相談員に選任して、障害のある職員に対する相談体制の充実に努めます。

オ 人的サポート体制の充実

障害のある職員の所属の管理監督者を始め、身上把握及び指導等担当者¹（以下「身上担当者」という。）等による定期又は随時の面談及び平素の勤務状況の把握に基づくきめ細かなサポートを実施します。

カ 各種相談窓口の活用

障害者職業生活相談員による相談窓口や神奈川労働局に設置されている「職場適応支援者」による相談窓口等を障害のある職

¹ 身上把握及び指導等担当者は、職員に対して、個々面接や日常勤務その他のあらゆる機会を通じて、職員との信頼関係に基づいた身上把握及び指導等を行う。（神奈川県警察職員身上把握及び指導等実施要綱）

員に周知し活用を促進します。

(2) 人材面

ア 管理監督者に向けた研修の実施

各警察署の副署長及び警察本部各所属の課長代理級職員等の管理監督者に対して障害に関する理解を深めるための研修を実施します。

イ 全職員への教養

アの研修を受講した職員から所属職員に対して還元教養を実施し、職員の障害に関する理解の促進を図ります。

ウ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座等の積極的な活用

「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等を活用し、各所属の実情に応じた個別研修等を実施するなど、職員に対して障害に係る基礎知識や障害種別に応じた配慮等、障害に関する理解の促進を図ります。

エ 外部機関が開催する各種研修の受講

人事担当者及び障害者職業生活相談員等が、各種セミナー、講習会、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座等を受講の上、障害に関する理解の啓発に努めます。

オ 障害理解の教養の実施

新規採用職員や昇任者等に対する研修等において、障害に関する理解を深めるための教養を実施し、職員の理解の促進を図ります。

カ 神奈川県警察チャレンジオフィスの活用

障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる業務の掘り起こし等を行うため、令和2年10月に警察本部警務部警務課内にチャレンジオフィスを設置しました。

同オフィスによる業務内容を周知することにより、職員の障害に関する理解の促進を図ります。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

(1) 採用前面談の実施

採用に際し、厚生課医師及び障害のある職員が希望する場合は、就労支援機関の職員も同席の下、面談を実施し、障害特性を確認の上、特性に応じた最適な配置を検討します。

(2) 管理監督者等との面談の実施

採用後は、所属の管理監督者及び身上担当者等による定期又は随時の面談を実施し、一人ひとりの障害特性に応じた合理的配慮を提供します。

(3) 継続的な業務の検討

(2)の面談等により、障害のある職員の業務推進状況や習得状況等を確認するとともに、一人ひとりの障害特性に応じた業務の選定・創出、配置転換等を継続的に検討し、業務との適切なマッチングを推進します。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

厚生労働省の障害者差別禁止指針及び合理的配慮指針を踏まえつつ、次の事項を推進します。

(1) 職務環境

ア 施設の整備

障害のある職員一人ひとりの障害特性に配慮し、関係所属と調整を図りながら、多目的トイレ、スロープ、エレベーター、休憩室等の施設の整備を推進します。

イ 就労支援機器等の導入

障害のある職員を対象として、毎年度、実施するアンケートを基に、障害特性を踏まえた就労支援機器等（音声読み上げソフト等）の導入を推進します。

ウ 管理監督者等との面談の実施

採用後は、所属の管理監督者及び身上担当者等による定期又は随時の面談を実施し、一人ひとりの障害特性に応じた合理的配慮を提供します。（再掲）

(2) 募集・採用

ア 募集案内時の対応

県警察ホームページへの職員採用に関する募集案内等の掲載時に、ウェブアクセシビリティ²の確保を図ります。

また、採用後に従事する業務の具体例を示すなど、障害者が働くイメージを持ちやすいよう工夫するとともに、障害者団体を通じた周知を行うなど、障害者が必要な情報を得られるよう対

² 高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等から提供される情報や機能を支障なく利用することができること。

応します。

イ 採用選考時の対応

採用選考において、障害特性に応じ、就労支援機器の設置、就労支援機関の職員の同席等に配慮します。

また、採用選考において以下のような不適切な取扱いを行いません。

(ア) 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。

(イ) 自力で通勤できることといった条件を設定すること。

(ウ) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。

(エ) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる」といった条件を設定すること。

(オ) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

(3) 働き方

障害のある職員の障害特性とライフスタイルに応じて、テレワーク勤務、フレックスタイム、各種休暇制度等の活用を促すなど、個々の職員の実情に応じた働き方を支援します。

(4) キャリア形成

ア 研修等の実施

各種実務研修への積極的な参加を促進し、障害のある職員の実務能力や専門性の向上を図ります。

イ 公募型人事制度の活用

業務の特殊性や専門的な知識を必要とするポストについて、広く職員から希望を募り、知識と能力のある人材を登用します。

(5) その他の人事管理

ア 適正な人事配置の促進

所属の管理監督者、身上担当者等による面談、障害者職業生活相談員によるヒアリング、自己申告制度の活用等によって、障害のある職員の障害特性や希望部署、業務への適性等を確認した上、適正な人事配置を促進します。

イ 就労パスポートの活用

障害のある職員が希望する場合には、就労パスポート³の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援の実施や合理的配慮の提供を推進します。

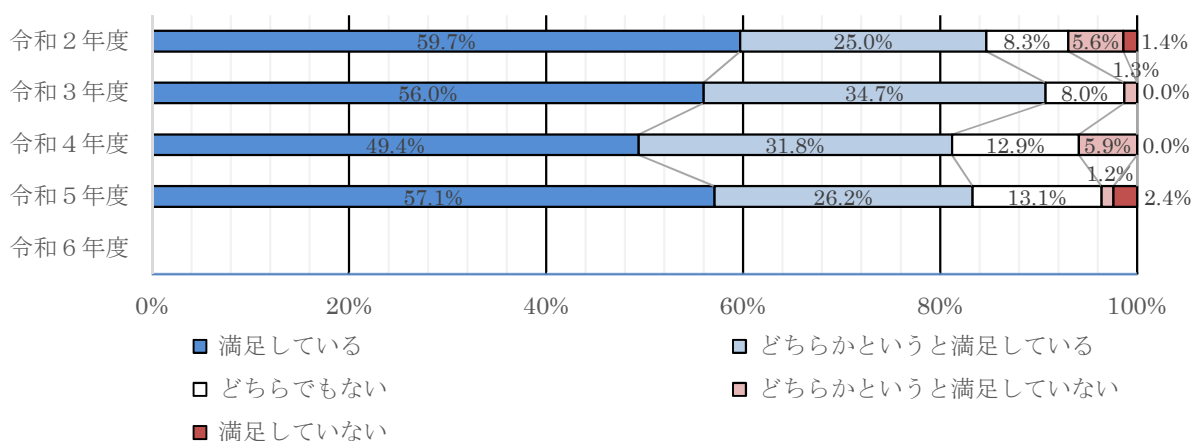
³ 障害のある方が、働く上で自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などについて、支援機関と一緒に整理し、事業主などにわかりやすく伝えるためのツール

4 主なアンケート結果に基づく改善目標

県警察では、障害のある職員が安心して働ける職場環境づくりを目指し同職員に対して、毎年度、アンケート⁴調査を行っています。

(1) 障害のある職員にとって働きやすい職場体制について

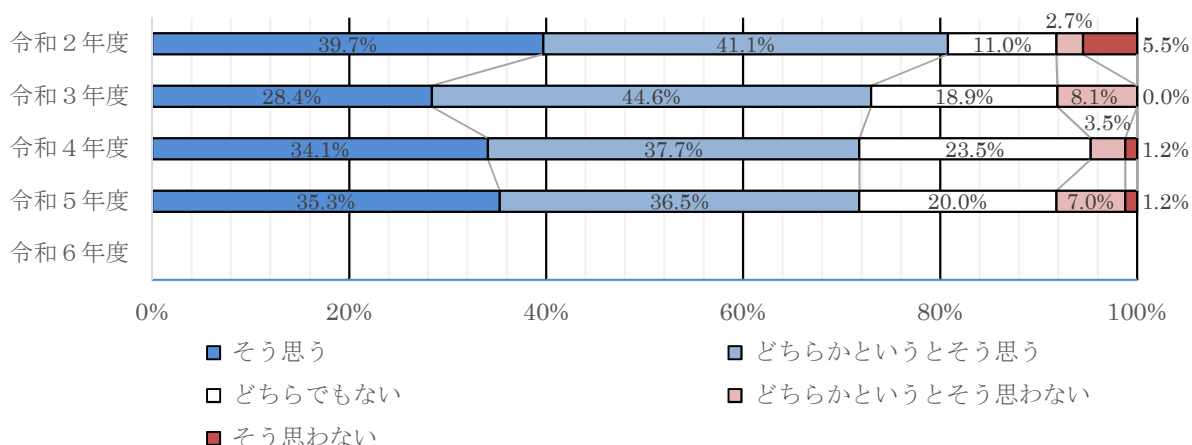
問 県警察に就職し、現在働いていることについて満足していますか。



県警察では、障害のある職員の活躍を推進するため、組織面及び人材面における体制の整備等の各種取組を行ってきました。

引き続き、各種取組を推進し、障害のある職員が活躍できる配置及び業務の選定を実施していきます。

問 障害特性や能力に対応した業務（仕事内容、業務量）との適切なマッチングがなされていると思いますか。

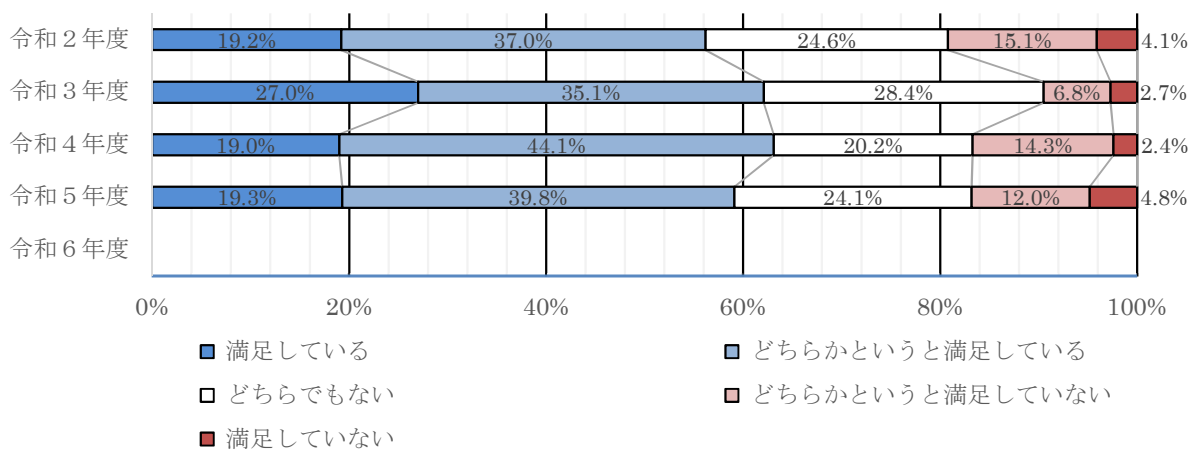


⁴ 「誰もが働きやすい職場づくりに関するアンケート」を毎年実施

医師による採用前面談の実施や採用後の管理監督者等の面談を通じて、一人ひとりの障害特性に応じた業務の選定・創出、配置転換等を実施してきました。

引き続き、障害特性に応じた業務の選定・創出、配置転換等を検討し、業務との適切なマッチングを推進していきます。

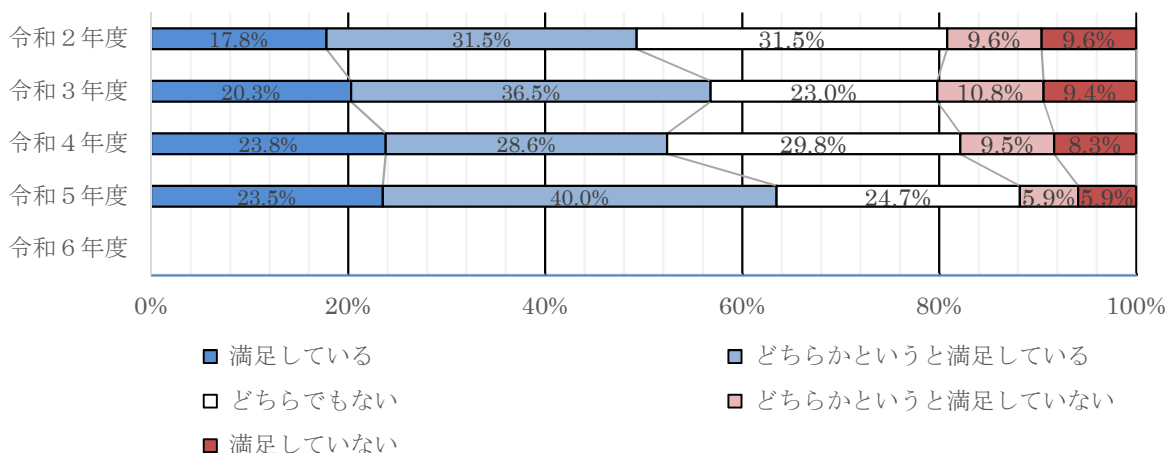
問 県警察の職場環境（情報機器、施設等のハード面）の整備について満足していますか。



毎年実施しているアンケート、ヒアリング等を基に、障害特性を踏まえた職場環境の整備を行ってきました。

引き続き、関係所属と調整を図りながら、施設の整備や就労支援機器等の導入を推進していきます。

問 県警察の多様で柔軟な働き方の推進（テレワークやフレックスタイムの活用、年次休暇等の取得推進）について満足していますか。

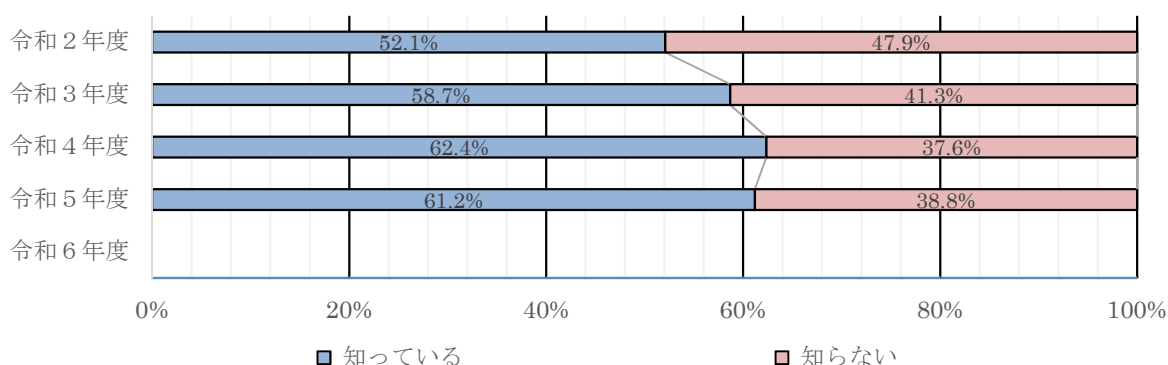


障害特性とライフスタイルに応じて、フレックスタイムや各種休暇制度等の活用を促してきました。

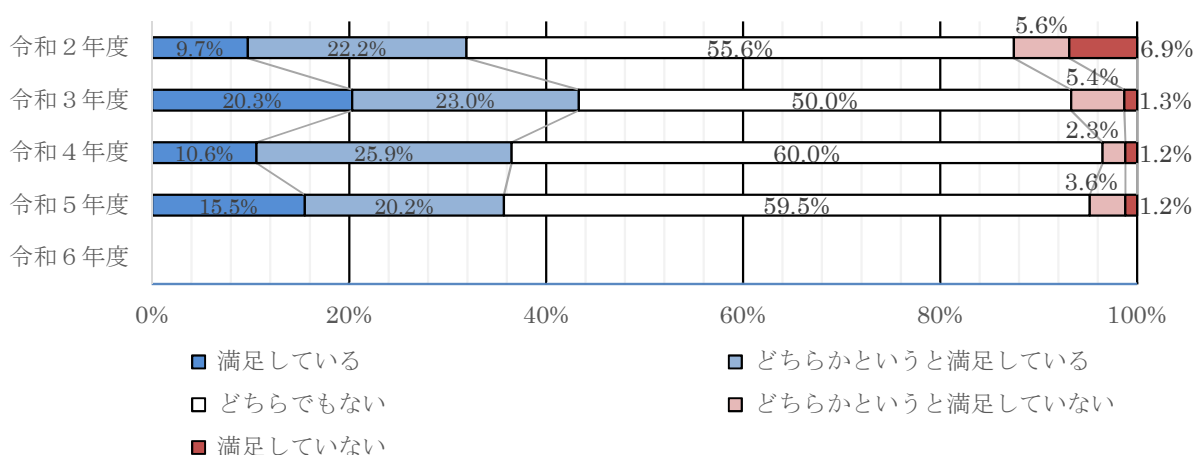
引き続き、障害のある職員がより活躍できるよう、個々の職員の特性等に応じた働き方を支援していきます。

(2) 相談体制について

問 県警察の相談体制（窓口）について知っていますか。



問 県警察の相談体制（窓口）についてどう思いますか。

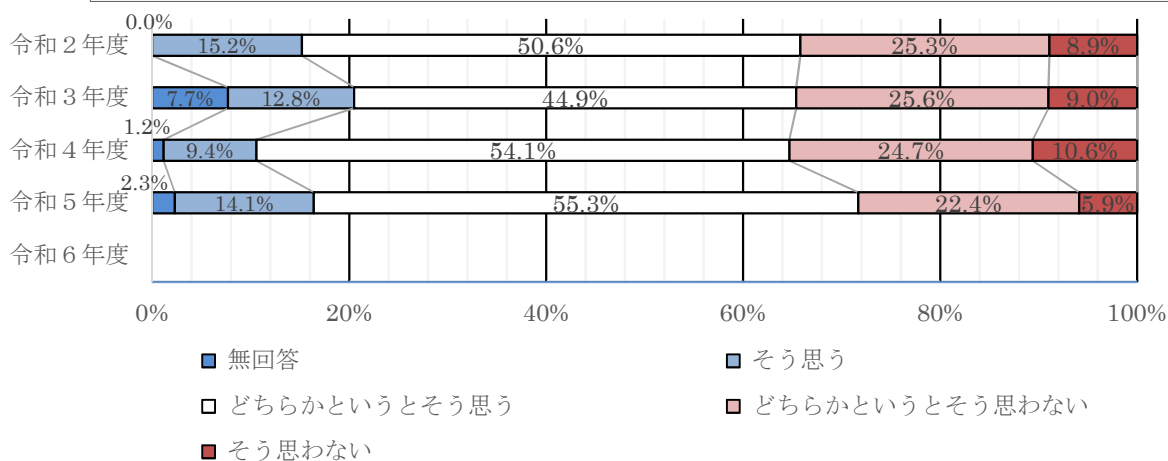


県警察イントラネットに相談窓口・担当者名を掲載する等、周知を行ってきました。

今後、相談窓口の周知とともに積極的なヒアリングを行うことにより、障害のある職員が相談しやすい環境づくりに努めていきます。

(3) 障害者の活躍に関する理解について

問 県警察内の障害者雇用に関する理解が進んでいると思いますか。



各種取組を推進した結果、理解が進んでいる傾向にあります。
引き続き、障害者雇用に関する理解を深めるための教養を実施してまいります。

5 優先調達等

優先調達推進法⁵に基づく障害者就労施設等への発注等を通じ、障害者の活躍の場の拡大を推進します。

⁵ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)